

質問がある場合の対応について

令和6年6月28日改定

電子入札案件及び電子見積合せ案件に対し、質問がある場合は、次のとおり対応しています。

参加のみなさまは、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」に、当該案件の「質問に対する回答」等が、掲載されていないかを必ずご確認の上で、応札してください。

質問の方法

質問がある場合は、電子メール又は持参により、所定の質問書を提出すること。
※電子メールでの提出後は電話にて、提出先に到着を確認してください。

提出期限・提出先・回答方法

<一般競争入札の場合>

- ・ 公告記載のとおりとします。

<指名競争入札、見積合せの場合>

- ・ 提出期限 **入札・見積合せ開始日の3日前（土日祝を除く）の午後5時00分**まで
- ・ 提出先 仕様書記載の担当課
- ・ 回答方法 **入札・見積合せ開始日の前日（土日祝を除く）までに**、ちば電子調達システムの「入札情報サービス」で公表します。
(館山市ホームページ→入札・契約→お知らせ欄に掲載します。)

館山市管財契約課契約係
0470-22-3296